

高齢者通院時タクシー利用助成事業のご案内

自動車運転免許を持たない高齢者の方を対象として、自宅から医療機関への通院等に利用したタクシー運賃の一部を助成します。

1 対象者

いずれの条件も満たす方

- ① 町内に住所があり在宅で生活する65歳以上の高齢者
- ② 自動車運転免許を持っていない人

2 対象となる移動

自宅と医療機関の移動に一般タクシー又は介護タクシーを利用

- ① 自宅から医療機関への通院
- ② 自宅から医療機関への入院、医療機関から自宅への退院

3 助成額

利用したタクシー運賃総額の2分の1

(助成額に端数がある場合 100円未満切捨て)

- ※ 1ヶ月あたりの限度額 10,000円
- ※ 1年間(毎年4月から翌年3月)の限度額 60,000円
- ※ 償還払い(口座振込のみ)

4 申請に必要な書類

- ① 芳賀町高齢者通院時タクシー利用助成金交付申請書
- ② タクシーの領収書(原本) ※レシート可
- ③ 医療機関の領収書(原本) ※確認後返却
- ④ 振込先口座の分かる書類(預金通帳など)
※初回申請時及び振込先口座変更時のみ
- ⑤ 自動車運転免許を持っていないことを証明する書類
下記のア、イのいずれか ※初回申請時のみ
ア 運転経歴証明書又は運転免許の取消通知書
イ 本人確認書類及び誓約書

5 申請期限

タクシーを利用した日の属する月の翌々月の末日

【注意】2月及び3月分の申請期限は毎年3月31日

6 注意事項

- ① 次の場合は助成対象ではありません。
 - ・健康診断や人間ドックで医療機関に行く場合
 - ・医療機関から他の医療機関への転院
 - ・接骨院・はり灸・整骨院への通院
 - ・医療機関と自宅以外の場所(商業施設等)に立ち寄った場合
- ② 次の場合は通院目的であっても助成できません。
 - ・福祉タクシー券を利用して支払ってしまった場合
 - ・タクシーの領収書または医療機関の領収書がない場合
 - ・領収書の日付が一致していない場合
- ③ タクシーの領収書に運賃以外(介助料や待機料等)が含まれている場合は領収書に明示が必要です。

7 申請窓口

芳賀町 健康福祉課 介護保険係

住所：〒321-3392 栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井 1020

電話：028-677-6015

8 問合せ先

芳賀町 健康福祉課 介護保険係

電話：028-677-6015

